

自主廃業支援保証制度（略称：自主廃業支援）の創設について

（平成30年4月1日～）

自主的な廃業を選択する中小企業者について、そのために必要となる事業資金の調達を支援することを目的とする保証制度です。廃業に向けた事業清算にかかる資金についての信用保証取扱いは本制度のみとなります。

○自主廃業支援保証制度（略称：自主廃業支援）の概要

- | | |
|----------|---|
| 1. 保証対象者 | 現在事業を行っている、以下の要件をすべて満たす中小企業者
・事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず自ら廃業を選択するもの
・債務超過でなく、事業生産により債務の完済が見込めること
・バンクミーティング等により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの |
| 2. 対象資金 | 廃業計画の実施に必要な資金 |
| 3. 申込方法 | 金融機関経由に限る |
| 4. 貸付限度額 | 3,000万円 *他の信用保証付融資の借換はできません。 |
| 5. 保証期間 | 1年以内、かつ終期は解散予定日より前とすることが必要 |
| 6. 責任共有 | 責任共有対象 |
| 7. 保証料率 | 責任共有対象の一般保証の保証料率（0.30%～1.90%） |
| 8. 貸付利率 | 金融機関所定の利率 |
| 9. 必要書類 | 通常の信用保証申込書類の他、以下の書類の添付が必要です。
・廃業計画書（中小企業者が申込日より概ね3カ月以内に作成したもの）
・確認書（金融機関が作成したもの） |
| 10. 期中管理 | 金融機関は中小企業者から1か月毎に廃業計画の進捗報告を受けることが必要。
*代位弁済請求時には、進捗報告を受けた内容等を当協会に報告することが必要となります。 |